

令和 3 年 6 月 20 日

大松建設興業株式会社一般事業主行動計画 (第 3 回)

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 3 年 6 月 20 日 ~ 令和 8 年 6 月 19 日

2 内 容

目標① 男性社員の子育て目的の休暇取得の促進

対策 男性社員による配偶者の出産時に、子供の入卒業式、運動会等への参加のための休暇取得をより高めると共に、育児休暇制度の制定等、子育参加のさらなる促進を狙う。

日程 令和 3 年 8 月 休暇対象及び現況の取得状況の確認
令和 3 年 9 月 制度制定に関する管理職講習
令和 3 年 10 月 施行開始

追加項目

地域における NPO 等が開催する子供・子育てに関する地域貢献活動等の情報を男性社員に定期的に発信をし、参加を促すことで育児への参加を支援する。

目標② 社員が働いているところを、社員の家族が実際に見ることのできる「家族見学会」の実施

対策 社員が普段どのように働いているのかを子供を含めた家族全員に見てもらうことで、より家族間の関係を深めると共に、家族と会社もふれあいを持ち、社員がより円滑に仕事と家庭を両立できる環境をつくる。

日程 令和 3 年 8 月 日程及び見学方法、箇所等の検討
令和 3 年 9 月 社内報等による従業員の周知
令和 3 年 10 月 実施

目標③ 有給休暇の取得促進

対策 有給取得状況の可視化、手続きの簡素化を行ったものの、社員によって取得状況にばらつきがあるため、全員が最低で年間 10 日は有給を取得できるように社内環境を整備する。

日程 令和 3 年 8 月 有給取得に障壁となる事象の確認
令和 3 年 9 月 当該事象に対する対策の実施及び有給取得による影響の調査
令和 3 年 10 月 以降 随時対策を継続しながら、休暇取得を促進していく